

## 主要規定の方向性（案）

令和元年12月19日

### 1 交通ルールの遵守・マナーの向上

- 【論点1】 ①自転車利用者等に対する啓発  
②保護者、学校の長、事業者、交通安全団体等の行う交通安全教室

委員会意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 交通ルールやマナーを守らない自転車利用者が多い。（多数意見）</li><li>・ イヤホンで音楽を聴きながらの運転や傘さし運転など違反していることを知らずに自転車に乗っているのではないか。</li><li>・ SNS等の若者向けのツールを活用してはどうか。</li><li>・ 海外からの実習生に対する教育を義務化すべき。</li></ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内において自転車事故が多く発生しており、自転車利用者の交通違反が主な発生原因となっている。自転車利用者のなかには交通違反と認識せずに交通違反行為を犯している者もいると考えられることから、自転車利用者の主な交通ルール・マナー違反の行為を例示する。</li><li>・ 学校では交通安全教育が実施されているものの、家庭においては交通安全教育は徹底されていないと見られるため、更なる啓発を図るため、県、学校だけではなく、家庭における交通安全教育について規定する。</li></ul>
方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自転車利用者の責務として遵守する事項の条文化</li><li>○ 県、学校、家庭における交通安全教育に関する規定の条文化</li></ul>

※ 自転車利用者の責務として遵守する事項の例

自転車利用者は、自転車が車両であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 日没前の視界が十分でない時間及び日没から日の出までの間においては、前照灯を点灯すること。
- ・ 交差点内を通行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど車両及び歩行者に注意して運転すること。
- ・ 酒気を帯びて自転車を運転しないこと。
- ・ 他の自転車との並進その他の歩行者、他の自転車及び自動車等の通行の妨げになるような運転をしないこと。
- ・ 傘を差し、携帯電話用装置の通話若しくは操作をし、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して大音量で音楽等を聞きながら運転しないこと。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、自転車関係法令を遵守すること。

## 2 乗車用ヘルメットの着用の促進

- 【論点2】 ①乗車用ヘルメットの効果・重要性  
②着用対象の範囲

委員会意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高校生までは義務化し、それ以降は努力義務としてはどうか。</li><li>・ 道路交通法を参考として小学生以下について着用を義務化してはどうか。小学生以下を義務化することにより、着用の必要性が分かり、習慣化すれば、成長するにつれ全体の着用率が上がるのではないか。</li><li>・ 高校生に急に着用しろと言っても着用する者はいない。急に着用を義務化しても反発があるのでは。</li><li>・ 高齢者は、免許返納後に電動自転車に乗る方も多い。昔の感覚で乗るが、高齢者は運動能力も落ちてきているため、ヘルメット着用は必要ではないか。</li><li>・ 3人乗りの自転車で子供を乗せて停車しているときに転倒して子供がけがをするケースが多い。</li></ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自転車事故において、児童及び幼児は他年齢層に比べ、特に頭部損傷の割合が高く、ヘルメット着用の効果が期待できると考えられることから、道交法では、児童等の保護者に対し、児童等が自転車に乗車するときは、児童等にヘルメットを着用させるよう努力義務を課したものである。</li><li>・ 高齢者の自転車事故は重篤化するおそれがあることから、加齢を考慮した交通事故防止及び被害軽減対策が必要である。</li></ul>

方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童等の保護者に対する、児童等が自転車を利用する際の乗車用ヘルメット着用の努力義務（道交法の規定）</li> <li>○ 自転車利用者が自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させる際の乗車用ヘルメット着用の努力義務</li> <li>○ 高齢者（70歳以上）が自転車を利用する際の乗車用ヘルメット着用の努力義務</li> <li>○ 高齢者の家族等による高齢者への乗車用ヘルメットの着用など交通安全対策の助言</li> </ul>
-----	---

※ 全国の規定状況

	ヘルメット着用			ヘルメット着用の助言		
	自転車利用者	高齢者	子供	高齢者の家族等	自転車貸付事業者（利用者）	小売事業者（購入者）
義務化	0	0	3	0	0	0
努力義務化	6	4	10	12	2	1
規定なし	18	20	11	12	22	23

黄枠：案

### 3 自転車の点検整備の促進

#### 【論点3】 ①自転車の点検整備に関する自転車利用者・保護者・自転車販売店等の役割

委員会意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ TSマーク保険の更新の機会を活用して点検整備を促進することができる。</li><li>・ 子供の使う自転車の点検整備を徹底させるには、保護者への意識付けをしなければならない。</li></ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自転車の点検整備は、自転車の安全適正な利用や交通事故防止に必要である。</li></ul>

方向性	○ 自転車利用者、事業者、自転車貸付事業者、未成年者の場合は保護者に対する点検整備の努力義務
-----	--

## 4 自転車損害賠償保険の加入促進

- 【論点 4】 ①保険加入の促進方策（加入の義務化・努力義務化）  
②加入対象の範囲  
③加入の確認や加入促進を行う者の範囲

委員会意見	<p>〈義務化・努力義務化〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 努力義務化では効果がないのでは。加入促進や意識醸成、被害者救済のためにも義務化がいいのでは。</li><li>・ 保険に入っており補償することができたという話を聞いたので、加入を徹底するためにも義務化がいいのでは。</li></ul> <p>〈対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 未成年者について、保護者が監護する意識づけのためにも範囲としては保護者は妥当だと思う。</li><li>・ 従業員が事故を起こした場合、事業者が責任が求められるので、事業者を範囲に入れてもよい。</li></ul> <p>〈加入確認〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自転車販売店において販売時や修理をした際に確認することは可能。</li><li>・ TSマークは日付が記載されており保険の有効期限が分かるため確認がしやすい。</li><li>・ 事業者が自転車通勤をしている従業員に確認することは可能であり問題はないと思う。</li><li>・ 学校が確認するよりもPTAが確認する方がいいのではないか。</li></ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被害者の救済、加害者の経済的負担の軽減を考慮して保険への加入は重要である。</li><li>・ 他県の例、調査結果等から、義務化による保険加入率の向上が見込まれる。</li><li>・ 自転車小売業者による自転車販売時や修理時の加入確認や情報提供は、保険加入の促進に効果が認められる。</li><li>・ 自転車貸付事業者から自転車を借り受けた者が保険の情報を把握することは、当然の権利であり、事故発生時の紛議の防止に資すると考えられる。</li></ul>

方向性	<p>○自転車損害賠償保険への加入義務（罰則なし） 〈対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車利用者      ～自転車の利用に係る保険に加入</li> <li>・ 保護者              ～監護する未成年者の自転車の利用に係る保険に加入</li> <li>・ 事業者              ～事業活動に使用する自転車の利用に係る保険に加入</li> <li>・ 自転車貸付事業者～貸付に使用する自転車の利用に係る保険に加入</li> </ul> <p>○自転車損害賠償保険の加入の確認等（努力義務） 〈対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車小売業者    ～販売等の際に、客に対して保険加入の確認・確認できない場合は情報提供</li> <li>・ 事業者              ～自転車通勤をする従業者に対して保険加入の確認・確認できない場合は情報提供</li> <li>・ 自転車貸付事業者～借受人に対して保険内容の情報提供</li> </ul> <p>○情報の提供（努力義務） 〈対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町村        ～保険会社等と連携した加入促進に向けた情報提供</li> <li>・ 学校の設置者      ～自転車を利用する児童・生徒・学生・保護者への情報提供</li> </ul>
-----	--

※ 全国の規定状況

	保険への加入				加入の確認			情報提供			
	自転車利用者	保護者	従事者に自転車を利用させる事業者	自転車貸付事業者	小売業者	学校	自転車通勤者のいる事業者	小売業者	学校	自転車通勤者のいる事業者	自転車貸付事業者
義務化	10	8	10	8	6	0	0	6	0	0	2
努力義務化	14	8	10	7	7	4	2	7	4	3	1
規定なし	0	8	3	9	11	20	22	11	20	21	21

黄枠：案

※ 自転車損害賠償保険への未加入への罰則

委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罰則は現在の状況になじまないのではないか。厳し過ぎるのではないか。</li> <li>・ 放置自転車も多く、管理や台数等の把握ができていないものに罰則を設けるのは難しいのではないか。</li> </ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車損害賠償保険の未加入への罰則を設けるためには、自転車損害賠償保険等への加入状況を確認する仕組みが必要となるが、現在このような仕組みはなく、未加入者を把握し公平に罰則を適用することができないことから、罰則を設けることは適当ではない。</li> </ul>

方向性	○ 保険未加入への罰則は設けない
-----	------------------

5 自転車を安全に利用できる空間の整備

【論点5】 ①自転車を安全に利用できる道路環境等の整備

委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故を防止するためには自転車を安全に利用できる環境の整備が必要ではないか。</li> </ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車を安全適正に利用するためには、自転車道の整備など、歩行者や自転車等が安全に通行できる道路環境を整備する必要がある。</li> </ul>

方向性	○ 自転車を安全に利用できる空間の整備に関する規定
-----	---------------------------



# 「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」の概要（案）

## 1 目的

自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 基本理念

歩行者、自転車及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に留意し尊重し合うことなど、自転車の安全で適正な利用を促進するための基本理念を定める。

## 3 関係者の責務等

### (1) 県の責務

自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村と相互に連携し、協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

### (2) 自転車利用者の責務

自転車が車両であることを認識し、交通ルールやマナーを遵守しなければならない。自転車利用者が遵守する事項について、具体的に列記する。

### (3) 県民等の役割

自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における取組に積極的に参加するよう努める。

### (4) 事業者の役割

ア 自転車の安全で適正な利用について理解を深め、事業活動を通じて取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。

イ 自転車通勤又は事業活動において自転車を利用する従業員に対し、教育及び啓発を行うよう努める。

### (5) 交通安全団体の役割

自転車の安全で適正な利用促進のための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努める。

## 4 交通安全教育

### (1) 県の交通安全教育

県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行う。

### (2) 学校等における交通安全教育

ア 発達段階に応じた交通安全教育を実施し、指導及び啓発を行うよう努める。

イ 県は教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう情報提供その他必要な支援を行う。

### (3) 家庭における交通安全教育

ア 保護者は、監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行う。

イ 保護者は、幼児若しくは児童が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。

ウ 高齢者（70歳以上の者をいう。）と同居する親族は、乗車用ヘルメットの着用など、高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努める。

## 5 乗車用ヘルメットの着用

(1) 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。

(2) 高齢者（70歳以上の者をいう。）は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。

## 6 自転車の点検整備

自転車利用者、事業者、自転車貸付事業者は、利用または事業に利用する自転車について、必要な点検整備を行うよう努める。また、保護者は監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検整備を行うよう努める。

## 7 自転車損害賠償保険の加入等

### (1) 自転車損害賠償保険等への加入

ア 自転車利用者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

イ 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

ウ 事業者は、その事業活動に使用する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

エ 自転車貸付事業者は、その貸付けに使用する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

(2) 自転車損害賠償保険等への加入の確認等

ア 自転車小売業者は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているかどうか確認するよう努める。この場合において、加入していることを確認できないときは、加入に関する情報を提供をするよう努める。

イ 事業者は、従業者に自転車通勤をする者がいるときは、その従業者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努める。この場合において、加入していることを確認できないときは、加入に関する情報を提供するよう努める。

ウ 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努める。

(3) 情報の提供

ア 県は、市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報提供その他の必要な措置を講ずる。

イ 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努める。

## 8 道路環境の整備

県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努める。